大阪北区ジシン本利用取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、大阪市北区役所（以下「区」という。）以外の者が、大阪北区ジシン本（以下「ジシン本」という。）を利用することにより、大阪市北区におけるジシン本の普及啓発につなげ、地域の防災力を高めるため、ジシン本の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、ジシン本とは、平成３０年９月発行のジシン本のデザイン、写真及びイラスト並びに文字列及び使用フォントをいう。ただし、出典等の明記のある写真及びイラストは除く。

（利用許諾の申請）

第３条　ジシン本を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請書（第１号様式）を大阪市北区長（以下「区長」という。）に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、ジシン本の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。

３　区長は、申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（利用の制限）

第４条　区長は、申請者のジシン本の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しないものとする。

（１）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき

（２）区の信用又は品位を害すると認められるとき

（３）第三者の利益を害すると認められるとき

（４）特定の個人、政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するものを支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき

（５）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき

（６）特定の企業、団体、又は商品等のキャラクター等と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき

（７）特定の商品等を広告・宣伝し、それら商品等の利益に寄与する可能性があると認められるとき

（８）利用目的が営利を目的とするものであるとき

（９）その他区長が不適当と認めるとき

（利用の許諾）

第５条　区長は、利用を承諾する場合において、ジシン本の利用方法その他について、必要に応じ条件を付し、利用許諾書（第２号様式）を交付する。

（利用許諾内容の変更）

第６条　前条の規定により許諾を受けた者（以下、「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾変更申請書（第３号様式）を区長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

２　前項の規定に基づく利用許諾内容の変更については、第２条から前条までの規定を準用する。

（利用上の遵守事項）

第７条　利用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）ジシン本の利用が第１条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること

（２）利用許諾（第６条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること

（３）利用許諾を受けた権利を区長の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡転貸、又は承継しないこと

（４）区が提供したジシン本に係る素材について、次のアからクまでを遵守し利用すること

ア　提供された色及び形のまま利用すること

イ　縦横比を保つこと

ウ　回転、反転をしないこと

エ　縮小する場合は、視認性・可読性を確保すること

オ　解像度が不足するサイズには拡大しないこと

カ　描線、ベタ面の色を変更しないこと

キ　背景を変更する場合は、視認性を確保すること

ク　文字や図形を重ねないこと

（５）原則として、ジシン本を利用する物件には、「大阪北区ジシン本」を明示すること

（６）当該利用に係る物件の完成品のサンプルを提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること

（７）第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること

（８）この要領に定めのない事項及びこの要綱に関し疑義が生じたときは、区の指示に従うこと

（利用状況の報告等）

第８条　区長は、利用者に対し、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

（利用料）
第９条　ジシン本の利用料については、無償とする。

（利用許諾の取消し）
第１０条　区長は、ジシン本の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取消し、当該許諾に係る物件の回収を命じることができる。
２　前項の規定により許諾を取り消された者は、取消しの日からジシン本を利用してはならない。
３　第１項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。
４　区長は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（権利設定の禁止）
第１１条　利用者は、ジシン本について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第１２条　利用者は、利用許諾によって生じる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡又は再許諾してはならない。また、利用者は、当該権利又は義務を第三者に承継させてはならない。

（賠償責任等）
第１３条　区は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
２　利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
３　利用者は、ジシン本の利用に際して故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償しなければならない。

（事務）
第１４条　本要領に関する事務は、北区役所地域課が行う。

（その他）
第１５条　この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、地域課長が別に定める。

附　則
この要領は、平成３０年９月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

大阪市北区長

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）　　○
連絡先（担当者名、電話番号）

大阪北区ジシン本利用許諾申請書

大阪北区ジシン本を利用したいので、大阪北区ジシン本利用取扱要領第３条に基づき、次のとおり申請します。

利用にあたっては、同要領に定める事項を遵守するとともに、同要領第４条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約します。

なお、利用することにより、暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。

また、申請者（申請者を代表とする役員、構成員）及びその他利用関係者は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを誓約します。

記

１　申請内容

利用目的	
利 用 先	（種類・名称・規格・数量 等）
利用場所	
利用期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
有 償 ・ 無 償　の 別	

２　添付書類

・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
・申請者の概要が分かるもの
・その他参考となる資料

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

利用者（申請者）
様

大阪市北区長　　○

大阪北区ジシン本利用許諾書

年　月　日付けで申請のありました大阪北区ジシン本の利用について、大阪北区ジシン本利用取扱要領第５条に基づき、次のとおり許諾します。

記

１　許諾内容

利用目的	
利 用 先	（種類・名称・規格・数量 等）
利用場所	
利用期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
有償・無償の区別	

２　許諾条件

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

大阪市北区長

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）　　○
連絡先（担当者名、電話番号）

大阪北区ジシン本利用許諾変更申請書

年　月　日付けで大阪北区ジシン本の利用許諾を受けました内容について変更したいので、大阪北区ジシン本利用取扱要領第６条に基づき、次のとおり申請します。

記

１　申請内容

（変更前）

利用目的	
利 用 先	（種類・名称・規格・数量 等）
利用場所	
利用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
有 償 ・ 無 償　の 別	

（変更後）

利用目的	
利 用 先	（種類・名称・規格・数量 等）
利用場所	
利用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
有 償 ・ 無 償　の 別	

２　添付書類

・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
・その他参考となる資料